

# 仙台市立南小泉小学校 父母と教師の会会則

## 第一章 総 則

- 第1条 この会は仙台市立南小泉小学校父母と教師の会と称し、事務局を同校内におく。
- 第2条 この会の会員は仙台市立南小泉小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者と教職員とする。
- 第3条 この会の会員は役員を推薦し、所定の会合に出席して発言する権利を持ち、この会の費用を分担する義務をもつ。

## 第二章 目的および活動

- 第4条 この会は会員相互の協力により、家庭・学校および社会における児童ならびに青少年の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第5条 この会は教育を本旨として活動する社会教育関係団体であるから、特定の政党・思想および特定の宗教にかたよった行動はしない。
- 第6条 この会は他のいかなる団体からも、支配や干渉をうけない。ただし、目的を同じくするために活動する他の団体および機関と協力する。
- 第7条 この会は学校の運営に関して協力するため、意見を述べ、資材を提出することはできるが、学校行政および教師の私的問題には干渉しない。
- 第8条 この会は前4条の目的を達成するため次の活動を行う。
1. よい父母、よい教師となるようにつとめ、会員相互の教養研鑽、懇親融和をはかる。
  2. 家庭と学校との緊密な連絡をはかる。
  3. 教育および教育施設環境の改善をはかる。
  4. その他この会の目的を達成するために必要なこと。

## 第三章 役員および会計監査委員

- 第9条 この会に次の役員および会計監査委員をおく。

会 長	.....	1名
副会長	( P 2 、 教 頭 )	..... 3名
事務長	( T 1 )	..... 1名
会 計	( P 2 、 T 1 )	..... 3名以内
庶 務	( P 3 )	..... 3名
-----		
会 計 監 査 委 員	( P 2 )	..... 2名

- 第10条 役員は他の役員および委員を兼ねることはできないが、教職員にかぎり役員および委員を兼務できる。
- 第11条 役員を選出は別に定める規定による。
- 第12条 役員は次の職務を行う。
1. 会長は会務を統括し、この会を代表する。
  2. 副会長は会長を助け、会長事故あるときはその職務を代行する。
  3. 事務長は会長の指示にしたがって統括的な事務を行う。